

れい わ ねん ど しょう しゃ たいしょう
令和5年度 障がい者を対象とした
しま ね けんしよくいんさいようせんこう し けん じゅけんあんない
島根県 職員採用選考試験 受験案内

しま ね けんじんじ いんかい
島根県人事委員会

でんわ
電話 (0852) 22 - 5438

〒690-8501 松江市殿町8番地

しま ね けんじんじ いんかい
島根県人事委員会ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

うけ つけ き かん
○受付期間 令和5年8月16日(水)～9月15日(金)

ゆうそう ばあい がつ にち きん
郵送による場合は、9月15日(金)までの消印有効

インターネットでの受付期間

が つ にち すい ごぜん じ ふん が つ にち きん ごご じ
8月16日(水) 午前8時30分～9月15日(金) 午後5時

うけ つけ じ かん
○受付時間 午前8時30分～午後5時15分

どようび およ にちようび のぞ
(土曜日及び日曜日を除く。)

だい じ し けん び
○第1次試験日 令和5年10月22日(日)

だい じ し けんごうかくはつびよう
○第1次試験合格発表 令和5年11月10日(金)

だい じ し けん び
○第2次試験日 令和5年11月23日(木)

じゅけんしゃ たすう ばあい よくじつ めんせつし けん じっし ばあい
※受験者多数の場合は、翌日に面接試験を実施する場合があります。

さいしゅうごうかくはつびよう
○最終合格発表 令和5年12月上旬(予定)

じ ぜん もうしこ ばあい てんじ じゅけん
・事前に申込みをされた場合、点字による受験ができます。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

職種	試験区分	採用 予定人員	職務内容
一般事務	一般事務 (身体障がい者)	2名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。
	一般事務 (知的障がい者)	1名	
	一般事務 (精神障がい者)	1名	
学校事務	学校事務	1名	島根県内の市町村立小・中・義務教育学校に勤務し、学校事務に従事します。 (採用後の勤務地は、障がいの程度等を考慮の上、出雲地区又は石見地区のいずれかに限定されます。)
警察事務	警察事務	1名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事します。

- 注 (1) 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。
- (2) 申込受付後の試験区分の変更は認めません。
- (3) 採用予定人員は、変更する場合があります。
- (4) 試験区分「一般事務 (知的障がい者)」の職務内容は、データ入力・集計、ホームページ保守、用品管理、施設設備の維持管理等の事務を予定しています。
- (5) 試験区分「学校事務」は、県職員採用試験と同時に実施しますが、市町村の職員 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員) として採用されます。(※)
- (※) 「出雲地区」は島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内、「石見地区」は島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内のことで。

2. 受 験 資 格

以下の各試験区分に対応した、すべての要件を満たす人であること。

試験区分	年齢・資格等
すべての試験区分	平成3（1991）年4月2日から平成18（2006）年4月1日までに生まれた人
一般事務 (身体障がい者)	ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ※
一般事務 (知的障がい者)	イ 次のいずれかに該当する人 ※ ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・ 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がい者であると判定された人
一般事務 (精神障がい者)	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※
学校事務	上記アからウまでのいずれかに該当する人
警察事務	

- ※ 試験日当日までに交付又は判定される見込みの人を含む。なお、第1次試験日及び第2次試験日当日に次のいずれかの手帳等を持参していただく必要があります。（試験当日に持参できない場合は受験できません。）
- ・ 受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
 - ・ 上表の公的判定機関で知的障がい者であると判定されたことを証明する書類

なお、^{つぎ}次の(1)から(5)までのいずれかに^{がいとう}該当する人は、^{ひと}受験^{じゅけん}できません。

- (1) ^{にほん}日本の^{こくせき}国籍^{ゆう}を有^{ひと}しない人(職種「^{いっばんじむ}一般事務」及び「^{けいさつじむ}警察事務」のみ。)
- (2) ^{きんこいじょう}禁錮^{けい}以上の^{しよ}刑^{しつこう}に^お処^{また}せられ、その^{しつこう}執行^うを^{また}終わ^{しつこう}るまで又はその^う執行^うを受^うける^{ひと}ことがなくなるまでの人
- (3) ^{しまねけん}島根^{しよくいん}県の職員^{ちようかいめんしよく}として懲戒免職^{しよぶん}の^う処分^{とうがいしよぶん}を受け、当該^ひ処分^ひの日^{ねん}から2年^{ねん}を^{けいか}経過^{ひと}しない人
- (4) ^{にほんこくけんぼう}日本国憲法^{せこう}施行^ひの日^い以後^ごにおいて、^{にほんこくけんぼうまた}日本国憲法^{また}又はその^{もと}下^{せいつ}に^{もと}成立^{せいつ}した^{もと}政府^{せいつ}を^{せいふ}暴力^{ぼうりよく}で^は破壊^{かい}することを^{しゅちよう}主張^{せいとう}する^た政党^{だんたい}その他の^{けっせい}団体^{けっせい}を^{また}結成^かし、又はこれに^か加入^{ゆう}した^{ひと}人
- (5) ^{へいせい}平成11年^{ねん}改正^{かいせい}前の^{ねん}民法^{みんぽう}の規定^{きてい}による^{じゆんきん}準禁治産^{ちさん}の^{せんこく}宣告^うを受けている^{ひと}人
(^{しんしんこうじゃく}心神耗弱^{げんいん}を^い原因^{がい}とするもの以外)

3. 受験上の配慮

試験にあたっては、受験者の希望に応じて、原則として以下のとおり対応することとしています。

これらの対応を希望される場合は、申込書（申込画面）の該当項目に必ず記入（入力）をしてください。

申込書への記入（申込画面への入力）がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

なお、ご希望の内容によっては、試験の実施上問題ないかを確認するため、障害者手帳の写し又は専門医の意見書等を別途提出していただく場合があります。

障がいの種類	対応の内容
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーペ（拡大鏡）、拡大読書器の持ち込みを認めます。 ・音声読み上げ機能付きパソコンの使用を認めます。 ・点字又は拡大文字による試験問題を用意します。
聴覚障がい・ 音声言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・試験員の発言事項について、書面を配付し伝達します。 ・補聴器の持ち込みを認めます（聴覚障がいに限る）。 ・手話通訳者を試験室に配置します。 ・筆談メモを用意します。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を使用する方には、入口付近などの移動しやすい席を用意します。 ・身体障がい者用のトイレ、スロープのある施設を試験場とします。
上肢機能障がい等	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢機能障がいなど障がいの特性上、筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンの使用を認めます。ただし、事前に障害者手帳の写し又は専門医の意見書を提出していただく必要があります。
すべての障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、受験者の希望に応じて受験上の配慮が適当と認められること <p>※ご希望の内容によっては対応できないことがあります。</p>

また、^{きょうよう しけん}教養試験は、①^{しき}マークシート式と ②^{すうじ きにゆうしき}数字記入式 ※の 2つの^{かい}解答方法により行います。すべての^{じゅけんしゃ}受験者は、^{もうしこみ}申込時にいずれかの^{ほうほう}方法を選択^{せんたく}する必要があります。（ただし^{ひつよう}点字による^{てんじ}受験者は除く。）

（記入例）^{きにゆうれい}問題No.2の^{もんだい}解答を「5」とする^{かいとう}場合

①^{しき}マークシート式

No. 1	①	②	③	④	⑤
No. 2	①	②	③	④	●
No. 3	①	②	③	④	⑤
No. 4	①	②	③	④	⑤

^{せんたくし}選択肢の^{かいとうばんごう}解答番号「5」の○
を^{えんぴつ}HBの鉛筆で塗りつぶします。

②^{すうじ きにゆうしき}数字記入式

問題番号	解答欄
No. 1	
No. 2	5
No. 3	

※^{かいとうらん}解答欄に^{かいとうばんごう}解答番号の^{すうじ}数字「5」を^{きにゆう}記入します。マークシートによる^{かいとう}解答が^{むずか}難しい場合は、^{ばあい}こちらを選択^{せんたく}してください。

4. ^{しけん}試験の^{にちじ}日時、^{しけんち}試験地・^{しけんじょうおよ}試験場及び^{しけん}試験の^{しゅもく}種目

くぶん 区分	にち 日	じ 時	しけんち およ 試験地及び試験場	しけん しゅもく 試験の種目
第1 次 試験	10月22日（日）	9：00～9：30 試験時間 10：00～	まつえし 松江市 しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう （松江市内中原町）	きょうようしけん 教養試験
第2 次 試験	11月23日（木） （詳細は第1次試験の 合格者にお知らせします。）		まつえし 松江市 しまねけんしよくいんかいかん 島根県職員会館 まつえしうちなかばらちよう （松江市内中原町）	さくぶんしけん 作文試験 めんせつしけん 面接試験

※ 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

※ 第2次試験受験者（第1次試験合格者）多数の場合は、11月24日（金）に面接試験を実施する場合があります。

5. 選考試験の種目、配点及び内容

くぶん 区分	しゅもく 種目	はいてん 配点	ない 内 よう 容
だい 第1次 じ 試験	きょうよう しけん 教養試験	300	<p>こうむいん ひつよう ちしきおよ ちのう 公務員として必要な知識及び知能について、高 こうそつぎょうてい ど ないよう たくいつしき ひつき しけん 校卒業程度の内容で、択一式による筆記試験を おこな 行います。</p> <p>(1) いっぱんじむ ちてきしょう しゃ 一般事務（知的障がい者） しゅつだいすう だい ぶん 出題数 37 題（111 分）</p> <p>(2) いがい しけんくぶん (1)以外の試験区分 しゅつだいすう だい ぶん てんじ ぶん 出題数 40 題（120 分）（点字は 180 分）</p>
だい 第2次 じ 試験	さくぶん しけん 作文試験	200	ぶんしょう ひょうげんりよく かだい たい りかいりよく 文章による表現力、課題に対する理解力につい て試験を行います。（75 分、1000 字）
	めんせつ しけん 面接試験	500	しよくむ すいこうのうりよくなど もくてき こべつめんせつ おこな 職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。 じぜん じ こしょうかいしょ ていしゅつ （事前に自己紹介書を提出していただきます。）

※ 試験種目によっては一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とします。

6. 受験手続

- (1) 申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局（〒690-8501 松江市殿町 8 番地）に直接持参するか郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「一般事務申込」、「学校事務申込」又は「警察事務申込」と朱書し、簡易書留郵便にしてください。

○ 持参又は郵送により申し込むときの提出書類

ていしゅつしよるいめい 提出書類名	りゅう 留 い 意 じ 事 こう 項
しょう しゃ たいしょう 障がい者を対象とした しまねけんしよくいんさいようせんこう 島根県職員採用選考 しけんもうしこみしょ 試験申込書	<p>もうしこみしょうらめん もうしこみしょ きにゅうじょう ちゅうい さん ・ 申込書裏面の「申込書記入上の注意」を参 しょう 照してください。</p> <p>えんきって は じゅけんひょうそう ふよう ・ 120円切手を貼ってください。（受験票送付用）</p>

- (2) 県のホームページからインターネット（しまね電子申請サービス）で申し込む場合は、申込画面上の注意事項をよく確認の上申込みをしてください。（ご使用の機種や環境によって一部対応できないことがあります。）

○ インターネットホームページアドレス

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikou.html

○ スマートフォン用二次元バーコード



- (3) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後に次の方法により送付します。なお、受験票が10月10日（火）までに到着しないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。

(ア) 持参又は郵送による申込みの場合

島根県人事委員会事務局から郵送により受験票を送付します。

(イ) インターネットによる申込みの場合

申込みの受付後に「【しまね電子申請サービス】受付通知メール」

という件名のメールが送信されます。メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。

7. 受付期間及び時間

土曜日及び日曜日を除き、令和5年8月16日（水）から9月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、9月15日（金）までの消印有効です。

インターネットの場合は、9月15日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

8. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、第2次試験の面接試験の受験に必要な書類です。自筆で記入の上、第1次試験で提出してください。

※自筆が困難な方については、パソコンで作成されても構いません。

9. 合格発表表

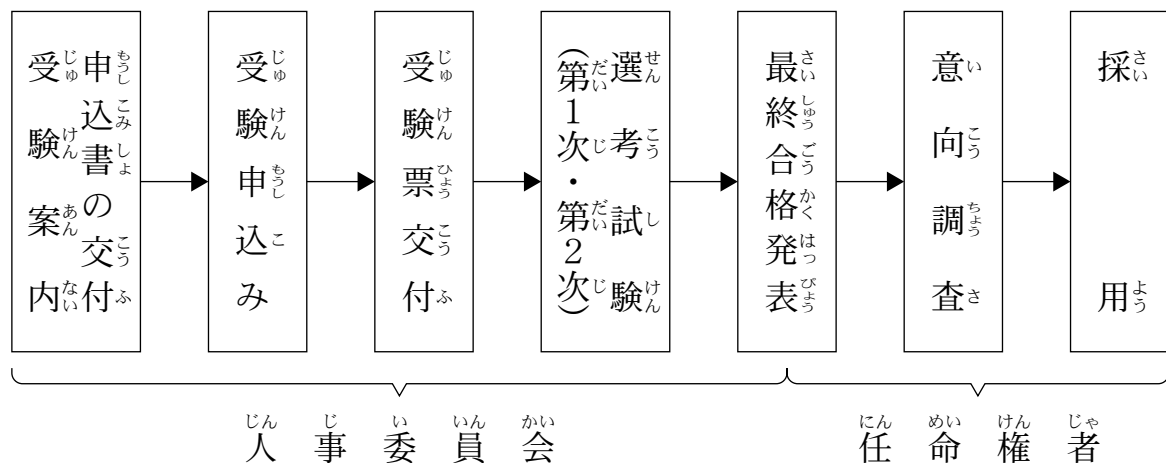
区分	合格発表方法等
第1次試験	11月10日(金)に島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。(11月17日(金)までに結果通知が届かない場合は、島根県人事委員会事務局に照会してください。)
第2次試験	12月上旬(予定)に島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

10. 採用

最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます。

なお、採用に先立って各任命権者が「意向調査」を行います。その際には本人の希望勤務地等について十分意見を聞くことにしています。

(参考) 受験申込みから採用まで



11. 勤務条件等

(1) 条件付採用期間

6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は8:30～17:15（うち休憩時間12:00～13:00）、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。（特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。）

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。

(3) 賃金

初任給は、令和5年4月1日現在、次の表のとおりです。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。（学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。）

学歴	年齢	初任給月額
高校卒	18歳	155,632円
短大卒	20歳	165,196円
大学卒	22歳	176,471円

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。

(5) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

12. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の対象者ごとに試験成績をお知らせします。

対象者	第1次試験：不合格者のみ 第2次試験：合格者及び不合格者
通知内容	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目
通知方法	合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。

13. 個人情報取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ① 本試験に関する事務の実施
- ② 今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③ 最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

14. その他

- (1) 受験手続、その他この試験についての問い合わせは、島根県人事委員会事務局企画課任用係（〒690-8501 松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 TEL (0852) 22-5438）にしてください。（試験当日については、090-9068-8234）
- (2) 自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

◎参考 過去の作文試験課題

- 令和4年度 あなたが働くうえで大切にしたいことについて自由に述べなさい。
 令和3年度 あなたがこれからチャレンジしたいことについて述べなさい。

し けん じょう あん ない ず 試験場案内図



- JR山陰本線松江駅から
 - 一畑バス「松江しんじ湖温泉」行き
 - 松江市営バス「大学・川津」行き
 - 「国宝松江城県庁前」下車 徒歩約5分
- 一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅から
 - 徒歩約15分